

玉野市空家等除却事業補助金の制度内容

一定の条件を満たす空家等の除却（解体）工事にかかる費用の一部を補助します。

1 補助申請の期間

令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金） まで

※予算額に達ししだい、受付を終了します。

2 補助率・補助限度額

事業費に対する補助率	1 / 3
補助限度額	50 万円
条件など	・ 同一の補助対象空家等につき、1 回のみ ・ 補助事業実施後の空家等又は空家等の跡地について、適正な管理を行うこと

※補助対象経費は、空家等のうち建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事費及び空家等のうち敷地に存する門扉、塀、立木等の撤去に係る工事費です。

3 補助対象となる空家等

以下の全てに該当するもの

- (1) 玉野市内に存在すること
- (2) 空家等の物的状態が一定の状態(注1)にあり、玉野市が判定により認めるもの
(注1)そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (3) 居住その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上のもの

4 補助対象者（申請者）の要件

以下の全てに該当するもの

- （１）補助対象空家等の所有者（個人）、所有者の承諾を得た個人その他正当な権原を有する個人
※この補助制度は個人を対象としており、法人は申請できません。
- （２）市税を滞納していないもの
- （３）暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過していないものを含む）でないもの

5 補助対象となる工事の要件

以下の全てに該当するもの

- （１）建築物およびこれに附属する工作物の全部の撤去にかかる工事であること
- （２）市内施工業者(注２)が行う建築物の除却工事であること
(注２)市内に本社、本店、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営むもの
- （３）他の制度等により補助金の交付を受けていない工事であること
- （４）令和８年１月末までに実績報告書提出の見込みがあるもの

6 補助申請と交付の手続き

別紙、申請手続きの流れをご覧ください。

7 補助金申請にあたっての注意事項

- ①既に完了した工事、着手した工事、交付決定を受ける前に行った契約による工事は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ②申請者、見積書及び領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同じであること。
- ③各申請書等に押印する印鑑は、全て同じものをご使用ください。
- ④住宅の除却後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金がかかることがあります。
- ⑤除却後は、家屋の滅失登記、市税務課へ滅失届出など各種手続きを行ってください。

8 補助金の申請・お問い合わせ先

玉野市 建設部 都市計画課 都市整備・空家対策係

〒706-8510 玉野市宇野 1 丁目 27 番 1 号 本庁舎 2 階

電話 0863-32-5538 FAX 0863-32-5519

E-mail toshikeikaku@city.tamano.lg.jp